

## [事案 2023-124] 損害賠償請求

・令和6年2月29日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足等により、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成7年7月に契約した個人年金保険（契約者は自分、被保険者・年金受取人は配偶者）について、以下等の理由により、贈与税相当額および令和2年7月（年金受取開始日）から令和5年3月までの無申告加算税と延滞税を損害賠償してほしい。

- (1) 契約前に受領した「契約内容説明書」に年金受取時の税金の記載が一切なく、また、契約時に募集人から契約者と年金受取人が違う場合に贈与税が発生することの説明が一切なかった上に、保険会社はその説明をしたのかを募集人に確認する義務を怠った。
- (2) ご契約のしおり・約款については受け取った記憶がなく、受取りの捺印も受取りの認識がないまま指示に従い捺印した。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社の説明義務の対象はあくまでも生命保険契約の内容に限られ、課税関係は説明義務の対象とされていないため、違法行為はない。ご契約のしおり・約款には課税関係の記載があり、申込書上部のご契約のしおり・約款の契約者受領欄に押印がある。
- (2) 年金支払時期の直前に送付される書類に、贈与税についての記載がある。また年金開始時に送付された書類は年金の支払明細のみではなく、これに先だって年金開始請求用紙とともにパンフレットを送付しており、そこにも贈与税の課税についての記載がある。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結当時の説明状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。